

三世代住宅の新築等、リフォーム工事費の補助を行います。(令和2年4月から)



大府市では、子世帯及び親世帯の同居や近居を促進することにより、世代間の支え合いや子育て・介護における不安や負担を軽減するとともに、市内の住宅の耐震化率の向上を図る目的として、三世代同居住宅・近居住宅を行うための工事費に対して予算の範囲内で補助をします。

条件

- ①親世帯は1年以上前から継続して市内に住んでいること。
- ②子世帯は、親世帯と申請日前1年間同一敷地内に同居していないこと。ただし、近居する子世帯が市内に居住している場合は、賃貸住宅に居住しているときに限る。
- ③子世帯は、中学生以下の子どもと同居している世帯であること。
- ④補助対象の住宅は、一戸建て住宅の持家であること。(マンション等は対象外)
- ⑤三世代同居住宅は、親世帯と子世帯が同一の住宅(離れ含む)に居住すること。
- ⑥三世代近居住宅は、親世帯と子世帯が市内に居住(三世代同居除く。)すること。
- ⑦補助の対象工事は、新築・増築・リフォーム工事とする。(工事が無い場合は対象外)
- ⑧子世帯は、補助対象住宅に交付決定後5年以上引き続き居住すること。
- ⑨親世帯及び子世帯全員が市税を滞納していないこと。
- ⑩親世帯及び子世帯全員が暴力団員でないこと。
- ⑪その他、法律に抵触しないこと。

補助の額 ※補助の対象は、①・②のうちいずれか1つ

三世代住宅(同居・近居)

- ①耐震改修工事と同時に改修を行う場合・・・**20**万円(耐震改修補助併せて**160**万円まで)
- ②新築・増築・リフォーム工事を行う場合・・・**10**万円(市内業者利用割増**10**万円)

申請に必要なもの ※申請は、工事契約前に行うこと。

- ①子と親の関係が分かるもの(戸籍の全部事項証明書の写し)
- ②母子健康手帳(中学生以下の子どもが妊娠中の子どものみである場合)
- ③子世帯の住民票の写し又は戸籍の付票
(世帯と1年以上同居していないことが分かるもの)
- ④親世帯の住民票の写し又は戸籍の付票
(市内に継続して1年以上居住していることが分かるもの)
- ⑤賃貸借契約の写し(近居の場合で市内居住の場合)
- ⑥補助対象に応じた図面(配置図、平面図、立面図等)
- ⑦補助対象経費の内訳が分かる書類(新築・増築・リフォーム工事費)
- ⑧市町村税の完納証明書(子世帯及び親世帯) ※交付申請時に必要
- ⑨その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ

1. 相談

- ・家族構成や居住状況など、補助対象となるかまずは窓口で相談してください。

2. 補助事業認定申請

- ・あらかじめ補助事業認定申請を行います。適合しているか審査を行い、要件に適合している場合は、事業認定の通知を行います。認定通知を受けた後、工事契約、工事着手を行ってください。

3. 工事契約・着手

4. 補助金交付申請

- ・工事の完了する年度に、補助金交付申請を行います。適合しているか審査を行い、要件に適合している場合は、交付決定の通知を行います。
- ・補助認定時と変更のない場合は、添付書類の一部を省略することができます。

5. 工事完了

6. 完了実績報告

- ・補助対象工事が完了後 30 日を経過した日又は補助金の交付決定した日の属する年度の3月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・完了実績報告書の審査後、適当と認めた場合は、審査結果の通知をします。

7. 請求

- ・審査結果通知後、10 日以内に請求書を提出してください。
- ・請求書の様式は、審査結果通知書に同封します。
- ・請求書に記入漏れや押印忘れがあると振り込みができませんので、ご注意ください。(通帳の写し等を併せて提出してください。)

8. 振込

- ・請求書受付後、口座振込により補助金を交付します。

※受け付けは、原則先着順です。ただし、申請書類に不備がある場合は、受付を前後する場合があります。また、予算の都合上、年度の途中で締め切らせて頂く場合があります。

※不正があった場合は、補助金交付後であっても補助金を返還していただきます。

※補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助対象住宅に居住できなくなった場合は、市長が認めた場合を除き、補助金を返還していただきます。

※補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の交付条件に反して使用した場合は、市長が認めた場合を除き、補助金を返還していただきます。

問い合わせ先

大府市 建設部 建築住宅課(市役所4階)

電話:0562-45-6314

E-mail:kenchiku@city.obu.lg.jp

FAX:0562-47-3347

申請手続きの流れ（時期）

- ①事業認定申請→②事業認定通知→③工事契約・着手→④補助金交付申請（工事完了年度）→⑤交付決定→⑥工事完了
→⑦完了実績報告→⑧審査結果通知→⑨請求書

完了実績報告は、完了後、30日経過した日若しくは完了年度の3月31日のうちいずれか早い日までに提出。

1. 工事着手と工事完了が異なる年度の場合

完了年度に補助金交付申請を行う。

事業年度	2018年度									2019年度								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1. 工事着手と工事完了が異なる年度の場合 (完了実績報告年度に交付申請)					①事業認定申請	②事業認定通知	③契約・着手							⑥完了	⑦完了実績報告	⑧審査結果通知	⑨補助金請求書	

2. 工事着手と工事完了が同一年度の場合

完了実績報告提出までに補助金交付申請を行う

事業年度	2019年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
2. 工事着手と工事完了が同一年度の場合				③契約・着手								⑥完了	⑦完了実績報告	⑧審査結果通知	⑨補助金請求書